

ごあいさつ

あさお・百合クリニック院長の畑中と申します。

当院は2003年の開院以来、「病気を診るのではなく人を診る」という理念のもと、地域の皆さまに寄り添う医療を実践してまいりました。

医療が十分に行き届いていない現実を目の当たりにした前院長が、麻生区ので一人ひとりに向き合う診療を重ねてこられた歩みには、深い敬意と責任を感じております。

高齢化が進む現在、在宅医療の重要性はますます高まっています。

あさお・百合クリニックは在宅療養支援診療所として、ご自宅での療養を望まれる方々が安心して過ごせるよう、医師・看護師・事務スタッフをはじめとするチーム全体で支援を続けています。

これからもそれぞれの専門性を活かしながら、切れ目のないサポート体制を整える所存です。

地域に暮らす皆さまが、住み慣れた場所で自分らしく過ごしていただけるよう、今後も誠実な医療を積み重ねてまいります。

引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。



あさお・百合クリニック
院長 畑中 啓邦

ご利用開始までの流れ



お電話にてご相談・お問い合わせ

病状などを伺い、初診のご予約をお取りします。

044-988-0037 (受付時間 9:00~17:00)



初診日

病状や、患者様の家庭環境や生活状況、希望などをお聞きます。

※服用中のお薬や健康保険証、介護保険証、その他医療証をご用意ください。



訪問診療開始

初診時に伺った内容をもとに診療計画を立て、訪問診療を開始します。



定期訪問診療

その後、月に2~3回程度、ご自宅へ定期的に訪問いたします。

※訪問回数は、病状やご希望に応じて調整いたします。

訪問診療時間

原則的に2週に1回程度の診察・治療を行います。病状に応じて訪問の回数は変わります。

診療時間	月	火	水	木	金	土日祝
9:00~17:00	●	●	緊急のみ	●	●	緊急のみ

在宅療養支援診療所 あさお・百合クリニック

Tel. 044-988-0037 (受付時間 9:00~17:00)

Fax. 044-988-0086

〒215-0015 川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1

<https://www.junreikai.jp/asaoyuriclinic/>



ざいたくりょうようしえんしんりょうじょ
在宅療養支援診療所

あさお・百合クリニック

寝たきりや通院困難な方、在宅療養したい方、

在宅酸素・人工呼吸器・点滴・

高カロリー輸液などをご使用の方、ご相談ください。



訪問診療について

急に熱がでたり、お腹の激痛に襲われたりした時、
開業医さんはその患者さんの求めに応じて往診をしていました。
これは、急な発病に対して患者さんのお宅に伺う、臨時往診です。

あさお・百合クリニックは医療からのアプローチでお役にたてられるよう、
ざいたくりようようしえんしんりようじょ
在宅療養支援診療所として、**定期的な通院が必要にもかかわらず**

通院が困難な患者様のご自宅に医師、看護師などの医療スタッフが
定期的に訪問し、診療や治療を行う訪問診療を行っております。

自宅にしながら医療を24時間受けることができるよう、
諸関係機関と連携し、サポート体制を整えております。

「自宅で医療が受けられたら」とお考えなら一度ご相談ください。



主な診療内容

- 胃ろう・腸ろう経管栄養／交換 ● 神経難病 ● 点滴
- がん患者の対応（緩和ケア等） ● 人工呼吸（気管切開・非侵襲的）
- 酸素 ● ドレーン胸水・ドレーン腹水 ● IVH（中心静脈栄養）
- インシュリン ● 麻薬注射・注射以外 ● CVポート ● 気管切開
- 麻薬持続投与（ポンプ） ● 人工肛門・膀胱 ● 経鼻胃管栄養
- 認知症・精神疾患（認知症以外） ● バルーン交換 ● 在宅看取り

対応可能な処置

経管・中心静脈栄養法

点滴

人工呼吸器の管理

尿道カテーテル管理

酸素療法

血液・尿の検査

じよくそう
褥瘡などの処置



診療費とお支払について

当クリニックでは、健康保険による保険診療を行っております。訪問診療を行った方には、以下の①～③の費用を合計した金額をご請求いたします。

① 医療保険分

各保険証、医療証の自己負担割合に基づいて計算されます。

② 居宅療養管理指導（介護保険適用）※1

介護保険制度に基づいて計算されます。

③ 交通費

当院の規定に基づき、実費を頂戴いたします。

※詳細は担当者よりご説明いたします。

ご注意事項

保険証・医療証に変更があった場合は、
必ずご提示をお願いいたします。

※1「居宅療養管理指導」とは、介護保険制度において要支援・要介護の認定を受けた方で、通院が困難な方を対象に、ご自宅で行う医師の継続的な医学的管理です。具体的には以下の内容が含まれます。

- ・ケアマネジャーへの情報提供（ケアプラン作成支援など）
- ・訪問看護・ヘルパーなど介護事業者への情報提供および指導
- ・ご本人・ご家族への介護に関する助言や指導

お支払方法について

1カ月分をまとめて請求いたします。

毎月中旬にご請求書を発送。

銀行振込もしくは、口座振替（郵便局の口座をお持ちの方に限ります）

